

< 正誤表 >

「改正道路交通法の施行状況（平成29年末時点）」（全6ページ）

平成30年2月26日から平成30年5月1日までの間に当庁ホームページに掲載された見出しの件については、一部記載に誤りがあったため、平成30年5月1日から記載の誤りを訂正して掲載しております。

本表では、記載に誤りがあった箇所を示すとともに、記載内容の正誤を示します。

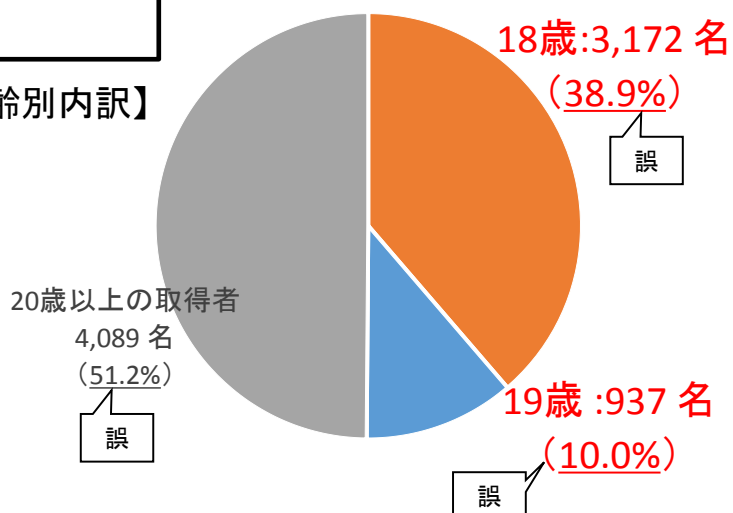
【訂正前】（準中型免許の取得状況等（6ページ目））

準中型免許の新規取得者数及び年齢別内訳

新規取得者数合計

・・・8,198人

【年齢別内訳】



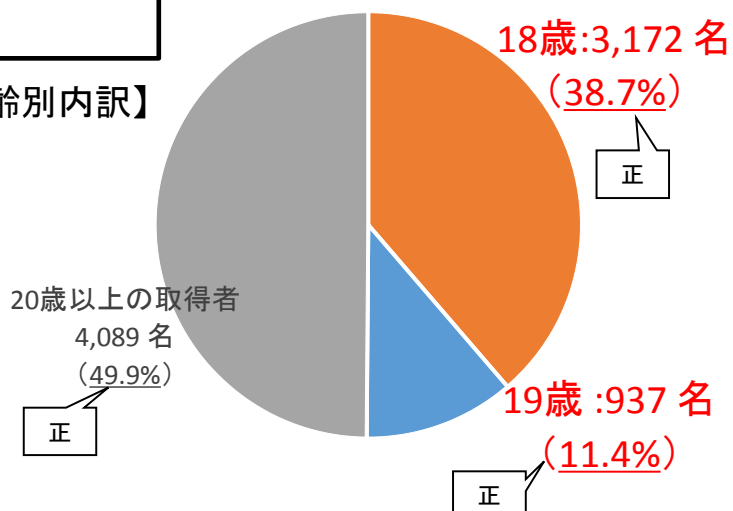
【訂正後】（準中型免許の取得状況等（6ページ目））

準中型免許の新規取得者数及び年齢別内訳

新規取得者数合計

・・・8,198人

【年齢別内訳】



# 改正道路交通法の施行状況【高齢運転者対策】

〔 期間内の暫定値  
平成29年3月12日～12月31日 〕

## ① 認知機能検査を受け、免許の取消し等を受けた者

1,725,292人 認知機能検査受検者数（更新時＋臨時）

※平成28年中 1,662,512人

↓  
46,911人 第1分類（認知症のおそれ）と判定された者

※平成28年中 51,087人

↓  
1,925人が自主返納  
4,448人が再受検→第2分類・第3分類と判定  
608人が免許失効

※上記以外に、6,509人が臨時適性検査の通知に向けた手続中等

↓  
33,421人 臨時適性検査（専門医の診断）の通知又は診断書提出命令を受けた者

↓  
9,128人が自主返納  
2,292人が再受検→第2分類・第3分類と判定  
1,963人が免許失効

※上記以外に、7,591人が医師の診断待ち等

↓  
12,447人 医師の診断を受けた者※平成28年中 1,934人

↓  
9,841人が免許継続  
うち7,133人が原則6月後の診断書提出  
2,708人が条件なしの継続

※上記以外に、1,255人が行政処分に向けた手続中等

↓  
1,351人 免許の取消し・停止を受けた者 ※平成28年中 597人

### 【参考】

2,791人 その他の警察活動などを端緒に診断を受けた者  
(901人 うち免許の取消し・停止を受けた者)

※平成28年中 3,161人（うち免許の取消し・停止を受けた者は1,248人）

# 改正道路交通法の施行状況【高齢運転者対策】

期間内の暫定値  
平成29年3月12日～12月31日

## ② 認知機能検査の実施結果等

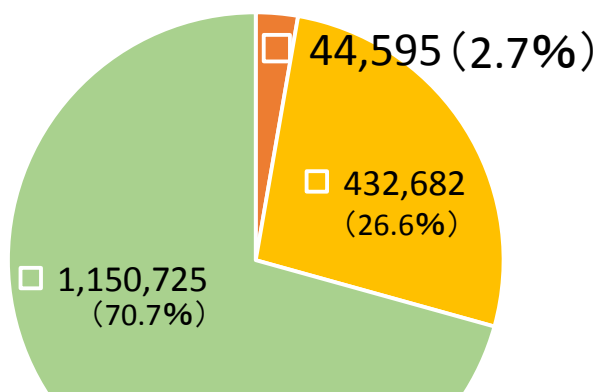
### 端緒別の分類の内訳

#### 更新時認知機能検査

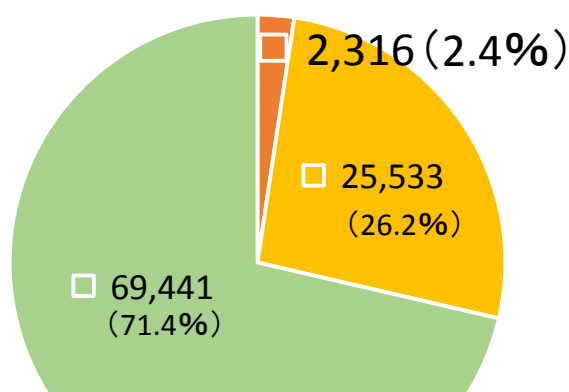
→ 受検者数: 1,628,002人

#### 臨時認知機能検査

→ 受検者数: 97,290人



■ 第1分類 ■ 第2分類 ■ 第3分類



■ 第1分類 ■ 第2分類 ■ 第3分類

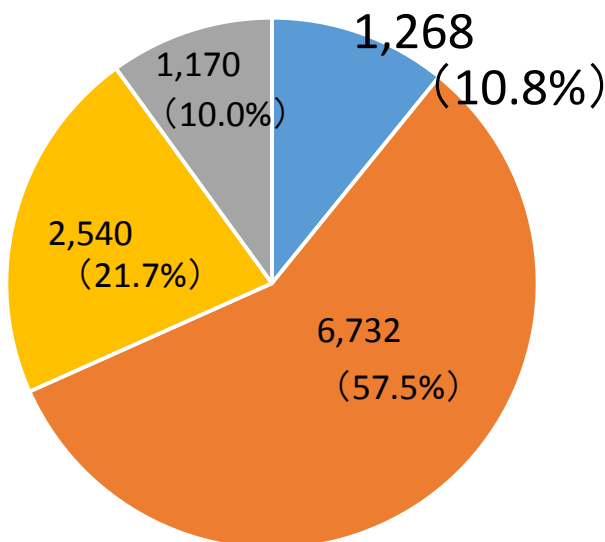
### 医師の診断を受けた者に対する措置結果の内訳

#### 更新時認知機能検査

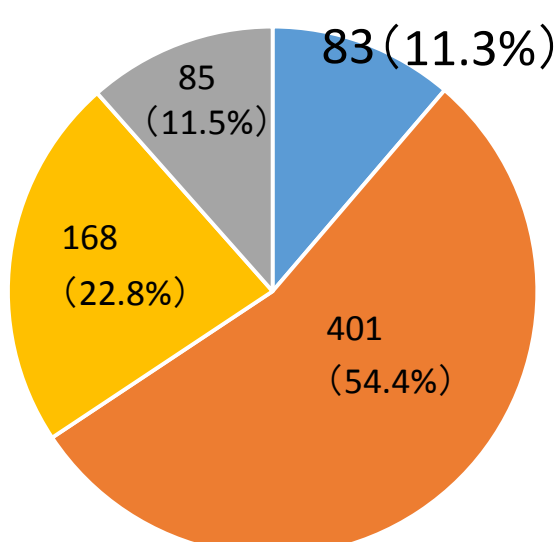
→ 措置件数: 11,710件

#### 臨時認知機能検査

→ 措置件数: 737件



■ 取消・停止  
■ 原則6月後の診断書提出  
■ 条件なしの継続  
■ その他(行政処分に向けた手続き中等)

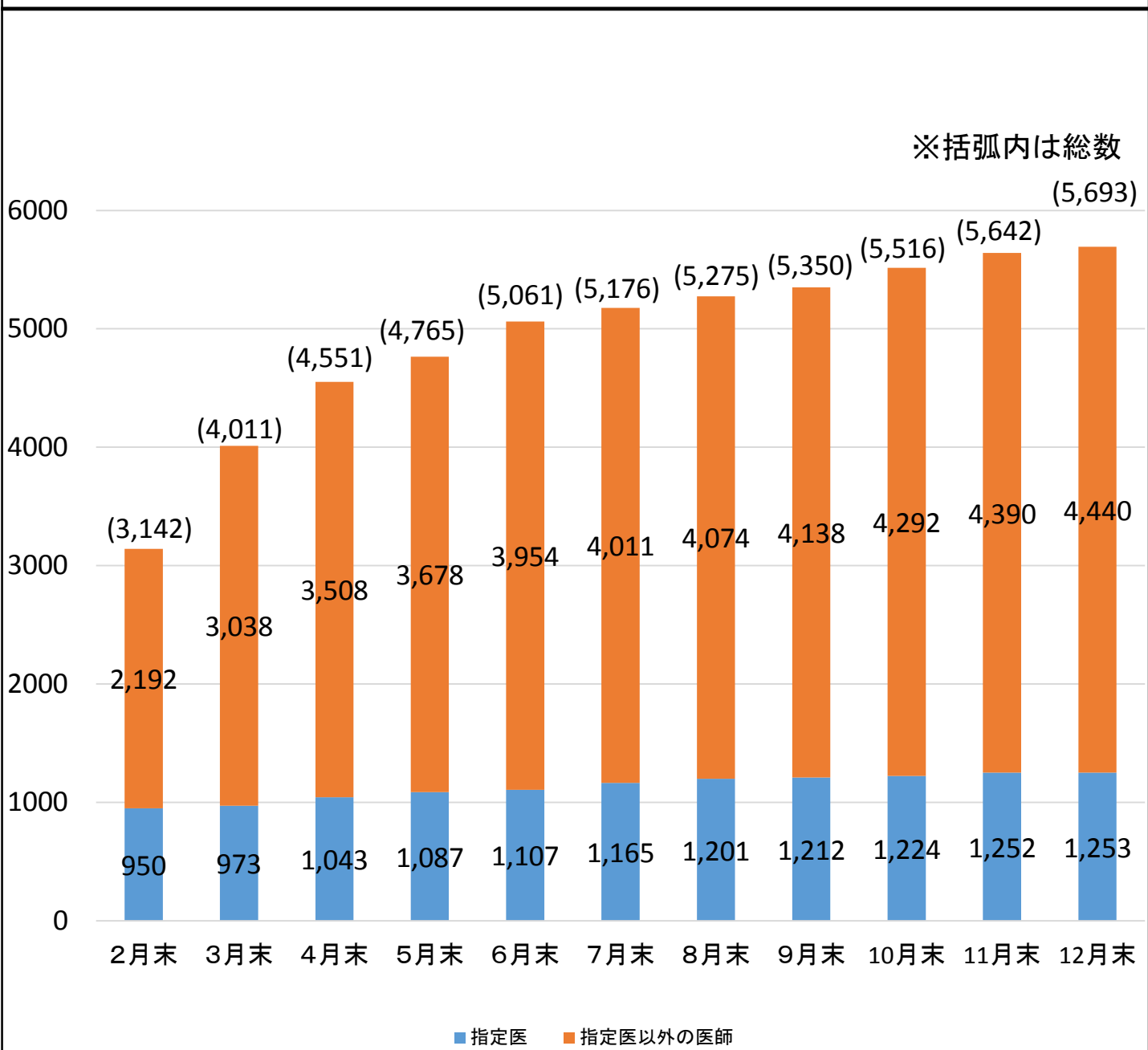


■ 取消・停止  
■ 原則6月後の診断書提出  
■ 条件なしの継続  
■ その他(行政処分に向けた手続き中等)

# 改正道路交通法の施行状況【高齢運転者対策】

期間内の暫定値  
平成29年3月12日～12月31日

## ③医師の診断体制の確保



※ 「指定医」とは、認知症について専門的な知識を有すると都道府県公安委員会が認める医師で、あらかじめ指定されたもの（臨時適性検査において診断を行う医師）

「指定医以外の医師」とは、認知症に係る医師の診断を必要とする者（診断書提出命令の対象者）に対して警察から紹介を行うことについて了承した医師

# 改正道路交通法の施行状況【高齢運転者対策】

（期間内の暫定値  
平成29年3月12日～12月31日）

## ④ 高齢者講習の実施状況

（単位：人）

	70歳以上 75歳未満	75歳以上			（計）
		第1分類	第2分類	第3分類	
	合理化講習 （2時間）	高度化講習 （3時間）		合理化講習 （2時間）	
高齢者講習 （新制度下）	521,688	7,174	234,396	659,402	900,972
<参考1> 平成29年中 高齢者講習 （旧制度下）	376,053	17,028	181,120	445,950	644,098
<参考2> 平成28年中 高齢者講習	954,186	48,450	464,552	1,066,229	1,579,231

※1 新制度下では、75歳以上で第1分類・第2分類と判定された者については、実車指導の際に運転の様子をドライブレコーダーで記録し、その映像に基づいた個人指導を実施（高度化講習）。それ以外の者（75歳以上で第3分類と判定された者及び70歳以上75歳未満の者）については、個人指導を実施せず（合理化講習）。

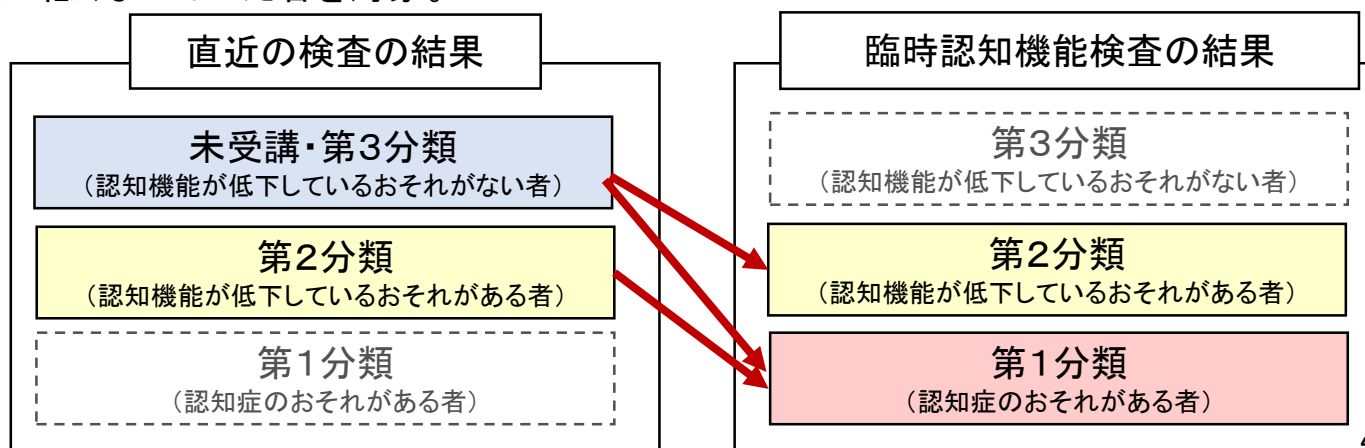
※2 新制度下での高齢者講習については、更新期間満了日が9月12日以後が対象。

※3 旧制度下での高齢者講習の講習時間については、70歳以上75歳未満の者については3時間、75歳以上の者については、分類に関係なく2時間30分となっている。

## ⑤ 臨時高齢者講習の実施状況

75歳以上			計 （単位：人）
第1分類	第2分類	第3分類	
300	7,524	-	7,824

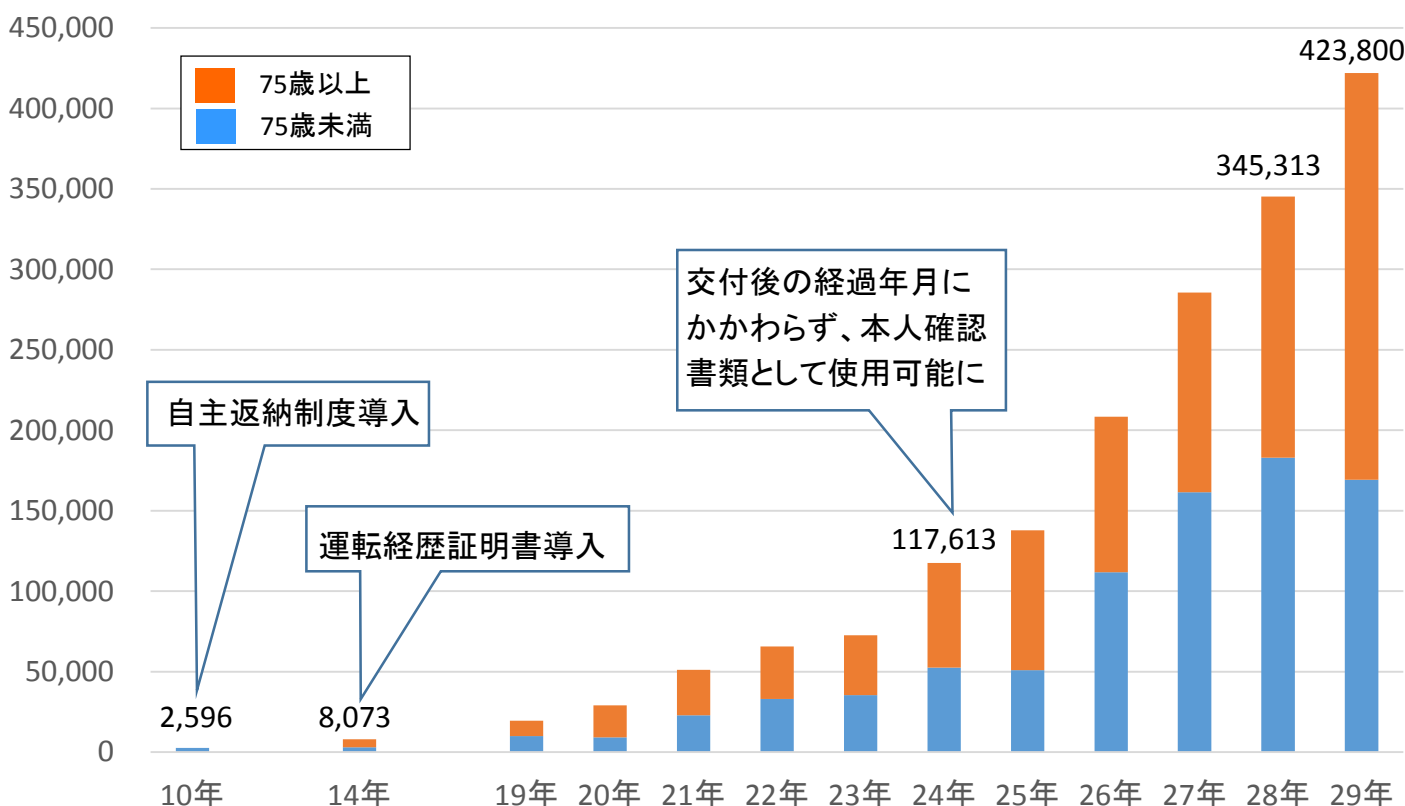
直近において受けた認知機能検査の結果と比較して、臨時認知機能検査の結果が低くなっていた者を対象。



# 改正道路交通法の施行状況【高齢運転者対策】

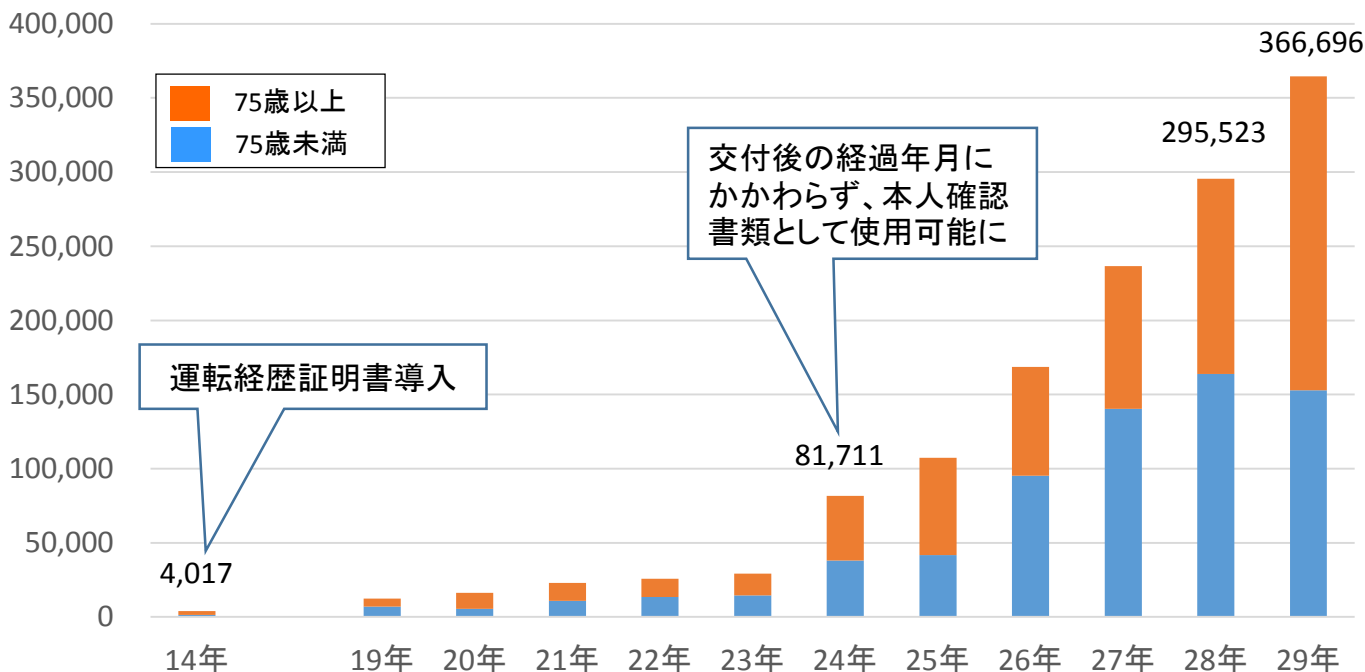
## ⑥ 運転免許証の自主返納状況

### 運転免許の申請取消(自主返納)件数



※平成10年は年齢別による統計を実施せず

### 運転経歴証明書交付件数



# 改正道路交通法の施行状況【準中型免許】

期間内の暫定値  
平成29年3月12日～12月31日

## 準中型免許の取得状況等

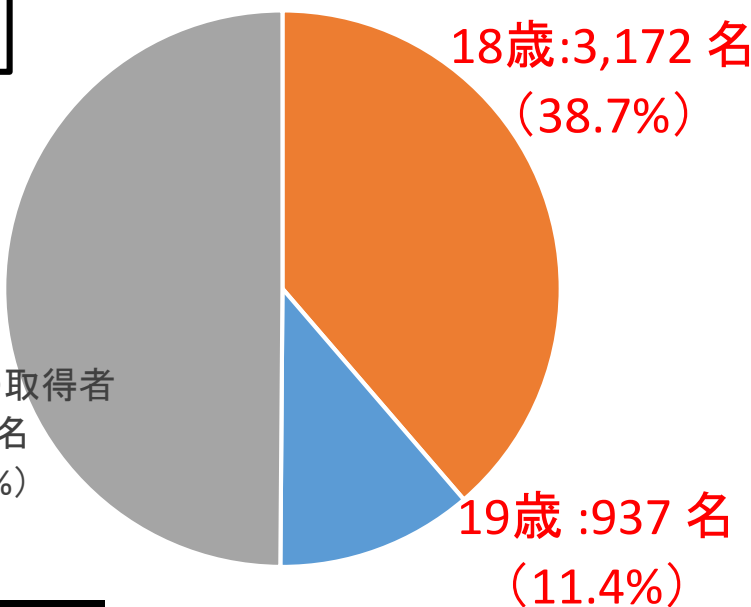
### 準中型免許の新規取得者数及び年齢別内訳

#### 新規取得者数合計

・・・**8,198人**

#### 【年齢別内訳】

20歳以上の取得者  
4,089名  
(49.9%)



### これまで実施した広報啓発活動

- 準中型免許制度について国民に周知するため、政府広報やポスター・リーフレットを活用し、幅広く広報啓発活動を実施。
- 特に、新規高等学校卒業予定者等に対して制度が周知されるよう、文部科学省と連携しつつ、各都道府県教育委員会等を通じ、全国の高等学校等に対して広報啓発活動を実施。

平成29年3月12日スタート **改正道路交通法が施行されます**

#### 18歳から取得可能な免許 準中型免許の新設

- 準中型免許の新設**  
準中型免許では、車両総重量7.5トン未満(最大積載量4.5トン未満)の自動車運転ができます(普通自動車も運転できます)。普通免許で運転できる自動車は車両総重量3.5トン未満(最大積載量2トン未満)となります。
- 準中型免許の受験資格・教習日数**  
準中型免許は、18歳から普通免許なしでも取得できます。教習では、最短17日で取得可能です。  
※普通免許は最短15日
- 準中型免許に係る初心運転者期間制度**  
初めて準中型免許を取得した方は、準中型自動車を運転するときは、1年間の初心マークを付けなければなりません。
- すでに普通免許を保有している方は**  
引き続き車両総重量5トン未満の自動車を運転することができます。さらに限定解除制度(※)に合格すれば車両総重量6トン以上7.5トン未満の自動車の運転も可能となります。  
※審判は、指定自動車教習所で最低4時は免許試験場での技能審査等を受けなければなりません。

改正前	改正後
普通自動車 普通免許 18歳以上	普通自動車 普通免許 18歳以上
中型自動車 中型免許 20歳以上 普通免許保有者2年	準中型自動車 準中型免許 18歳以上
大型自動車 大型免許 21歳以上 普通免許保有者3年	中型自動車 中型免許 20歳以上 普通免許保有者2年
	大型自動車 大型免許 21歳以上 普通免許保有者3年

18歳から普通免許なしでもOK!

警察庁・都道府県警察

平成29年3月12日スタート **改正道路交通法が施行されます**

#### リスクの高い運転者への対策 高齢運転者に対する推進

#### 新設 準中型免許

- 新設 臨時認知機能検査・臨時高齢者講習**  
●臨時認知機能検査  
75歳以上の運転者は、道路の状況が下りたときなどに正しい運転行為がとれないなど、認知機能が低下している可能性があるため、認知機能検査を受ける必要があります。  
●臨時高齢者講習  
認知機能検査の結果、認知機能が低下が認められる方は、臨時高齢者講習を受講する必要があります。  
●認知機能検査  
認知機能検査の結果、認知機能が低下が認められる方は、臨時高齢者講習を受講する必要があります。
- 2. 視直し**  
認知機能検査の結果、認知機能が低下が認められる方は、臨時高齢者講習を受講する必要があります。
- 3. 高齢者講習の合理化・高度化**  
認知機能検査の結果、認知機能が低下が認められる方は、臨時高齢者講習を受講する必要があります。

#### 18歳から取得可能な免許 新設 準中型免許

- 1. 準中型免許の新設**  
準中型免許では、車両総重量7.5トン未満(最大積載量4.5トン未満)の自動車を運転することができます(普通自動車も運転できます)。普通免許で運転できる自動車は車両総重量3.5トン未満(最大積載量2トン未満)となります。
- 2. 準中型免許の受験資格・教習日数**  
準中型免許は、18歳から普通免許なしでも取得可能です。  
※普通免許は最短15日
- 3. 準中型免許に係る初心運転者期間制度**  
初めて準中型免許を取得した方は、準中型自動車を運転するときは、1年間の初心マークを付けなければなりません。

警察庁・都道府県警察